

件名：【新型コロナウイルス】全国の規制実施状況について

●○●○●新規事項●○●○●

1 夜間外出禁止について

夜間外出禁止について、11月9日0時の警戒事態宣言の延長後、各州、各自治都市の判断で、変更や緩和、停止ができるようになりましたが、現在、全ての州において夜間外出禁止が維持されていますので、ご注意ください。各州の夜間外出禁止時間は以下のとおりです。当面の有効期間等については、項目2のHPリンクをご参照ください。

アンダルシア州：22時～7時

アラゴン州：23時～6時

アストゥリアス州：22時～6時

バレアレス州：24時～6時（イビサのみ22時～6時）

カナリア州：制限なし

カンタブリア州：24時～6時

カスティーリャ・ラ・マンチャ州：24時～6時

カスティージャ・イ・レオン州：22時～6時

カタルーニャ州：22時～6時

セウタ自治都市：22時～7時

バレンシア州：24時～6時

エストレマドゥーラ州：24時～6時

ガリシア州：23時～6時

マドリード州：24時～6時

メリーリャ自治都市：22時～6時

ムルシア州：23時～6時

ナバラ州：23時～6時

バスク州：22時～6時

リオハ州：22時～5時

2 各州、各自治都市の規制について

各州、各自治都市で導入されている主な規制についての最新情報は、以下のHPリンクをご参照ください。現在、バレアレス州、カナリア州、エストレマドゥーラ州、ガリシア州、マドリード州以外の全州・自治都市において、州・自治都市への出入り制限が課されていますので、ご注意ください。

<https://www.es.emb-japan.go.jp/files/100114216.pdf>

また、スペイン国営放送が各地域の規制をまとめたサイト（スペイン語）がありますので、

以下 HP リンクもご参照ください。

<https://www.rtve.es/noticias/20201109/mapa-confinamientos-espana-coronavirus-restricciones/2041269.shtml>

3 マドリード州の規制について

(1) 移動制限について

11月10日現在、マドリード州への出入り制限は解除されています。マドリード州内において出入り制限が課されている地区は以下のとおりです。

・12市内の32の保健地区（10月26日～当面11月22日まで有効）

マドリード市内19の保健地区、コジャド・ビジャルバ市内の1区、グアダラマ市の1区、マハダオンダ市の1区、ポスエロ・デ・アルドス市の1区、パルラ市の2区、コルメナル・ピエホ市の1区、モラタ・デ・タフニャ市の1区、トレホン・デ・アルドス市の2区、エル・ポアロ市の1区、ビラレホ・デ・サルバネス市の1区、コルメナル・デ・オレハ市の1区

・以下の3の保健地区（11月2日～当面11月22日まで有効）

バジャ・デ・ラ・オリバ（マハダオンダ市）、ドクトル・タマメス、バリオ・デル・プエルト（コスラダ市）

・以下の8の市（11月9日0時～当面11月22日まで有効）

コジャド・ビジャルバ市（市内3つの全ての保健地区）、チンチョン市、ビジャコネホス市、サン・マルティン・デ・バルデイグレシアス市、ペラジョス・デ・ラ・プレサ市、モラルサルサル市、アルペドレテ市、ガラパガル市

※お住まいの地域が指定地域に含まれるかについては、以下のマドリード州作成の地図（通りの名前で検索可能）をご参照ください。

<https://comunidadmadrid.maps.arcgis.com/apps/webappviewer/index.html?id=4bc4b611915740cc99fdc1a10954b043>

(2) 夜間外出禁止について

0時から6時まで夜間外出禁止。11月23日まで当面有効。

(3) その他の規制について

収容率及び営業時間への制限は、以下の通り引き続き適用となります。

(ア) 宗教施設及びその他の式典について

- ・ 宗教施設の収容率は定員の50%まで。
- ・ 葬儀場の収容率は定員の50%まで。結婚式等を含むその他の祝典についても収容率は定員の50%まで。

(指定地区内)

- ・ 宗教施設の収容率は定員の3分の1まで。
- ・ 通夜会場は屋外では最大15名、室内では最大10名に制限。

(イ) 商業施設について

- ・ 小売店、サービス店について収容率は定員の75%まで。22時閉店、6時より前の営業を禁止する。ただし、薬局、医療施設、動物病院、ガソリンスタンド、その他必要不可欠なサービスを提供する施設を除く。
- ・ ショッピングセンターの収容率は定員の75%まで。センター内の各店の収容率は定員の70%まで。22時閉店、6時より前の営業を禁止する。ただし、映画、飲食店、娯楽施設のあるショッピングセンターの営業は0時までとする。
- ・ 屋外市場の収容率は定員の75%まで、22時閉店、6時より前の営業を禁止する。

(指定地区内)

- ・ 全ての商業施設について、収容率は定員の50%まで。営業時間の制限は同上。ただし、薬局、医療施設、動物病院、ガソリンスタンド、その他必要不可欠なサービスを提供する施設を除く。

(ウ) 娯楽施設について

- ・ カジノなどの娯楽施設の収容率は定員の50%まで、0時閉鎖、6時より前の営業は禁止する。

(エ) 飲食店等について

- ・ 飲食店の店内の収容率は定員の50%まで。0時閉店、6時より前の開店は禁止する。23時以降の新規入店を制限。
- ・ テラスの収容率は定員の75%まで。0時閉店、8時より前の開店は禁止する。23時以降の新規入店を制限。

(指定地区内)

- ・ テラスについても収容率は定員の50%まで。営業時間の制限は同上。

(オ) 劇場等について

- ・劇場、映画、サーカス、その他の類似施設は定員の75%に制限。多目的ホールは定員の40%に制限。

- ・フラメンコのタブラオを含むその他のショーについて収容率を50%に制限。屋内は80名、屋外は800名に制限。0時閉店とする。

(カ) スポーツ施設について

- ・スポーツ施設について、屋内の場合の収容率は定員の50%まで、1グループ6人まで、マスク着用義務あり（屋外の場合、適切な距離が保てる場合こうした制限は科されない）。0時閉鎖、6時より前の営業は禁止する。

(指定地区内)

- ・屋内の収容率は定員の50%、屋外の収容率は定員の70%まで。

(キ) 公園等について

- ・公園や庭園は0時閉鎖、6時より前の開園は禁止。

(指定地区内)

- ・子供向け公園の一時的閉鎖。

(ご参考：州官報HPのリンク)

- ・8市の制限対象への追加（11月9日発効）

http://www.bocm.es/boletin/CM_Orden_BOCM/2020/11/07/BOCM-20201107-1.PDF

- ・3の保健地区の制限対象への追加（10月31日発効）

http://www.bocm.es/boletin/CM_Orden_BOCM/2020/10/31/BOCM-20201031-2.PDF

- ・州外への出入り制限（10月30日発効）

https://www.bocm.es/boletin/CM_Orden_BOCM/2020/10/29/BOCM-20201029-167.PDF

- ・32の指定保健地区における規制（10月26日発効）

https://www.bocm.es/boletin/CM_Orden_BOCM/2020/10/24/BOCM-20201024-2.PDF

- ・州全体における規制（10月24日発効）

https://www.bocm.es/boletin/CM_Orden_BOCM/2020/10/24/BOCM-20201024-1.PDF

4 ス페인国内におけるコロナウイルス感染症拡大状況について

スペインにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生状況等については、以下のスペイン保健省HPをご参照ください。

<https://www.mscbs.gob.es/profesionales/saludPublica/ccayes/alertasActual/nCov-China/situacionActual.htm>

●●●●●注意事項一般●●●●●

1 コロナウイルス感染症の疑いがある場合の対応

（1）スペイン保健省の指針では、発熱や咳、呼吸困難といった呼吸器系の症状が発生した場合は、自宅又は滞在先に待機し、他者との距離を約2メートル以上保ち、濃厚接触を避けるとともに、電話（基本的には112）により医療機関に連絡し、旅行歴及び症状を伝えて診断を受けることが求められております。

（2）各州政府によってはコロナウイルス専用のホットラインを設けている州もあります。ところ以下の連絡先一覧をご確認頂き、医療機関へご連絡頂けますと幸いです。

（在スペイン大使館 HP：各州相談連絡先一覧 URL）

<https://www.es.emb-japan.go.jp/files/100022350.pdf>

（3）日本の厚生労働省より「ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合、家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」として以下のとおり注意ポイントを紹介しておりますところ、当館からもご紹介いたします。

【8つのポイント】

- ・部屋を分けましょう
- ・感染者のお世話はできるだけ限られた方で。
- ・マスクをつけましょう。
- ・こまめに手を洗いましょう。
- ・換気をしましょう。
- ・手で触れる共有部分を消毒しましょう。
- ・汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう。
- ・ゴミは密閉して捨てましょう。

（日本の厚生労働省参考 URL）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

2 ご帰国に際しての参考情報

■水際対策の抜本的強化に関するQ & A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_ga_kanrenkigyuu_00001.html

■日本の主要国際空港での検査について

(成田空港、羽田空港及び関西空港については、これまでの PCR 検査から唾液による抗原検査に変更されています。詳しくは、以下の HP をご覧ください。)

【成田空港】

https://www.forth.go.jp/keneki/narita/soumu/pdf/202008_kensa-nagare.pdf

【羽田空港】

<https://www.forth.go.jp/keneki/tokyo/access/200714-01.pdf>

【関西空港】

<https://www.forth.go.jp/keneki/kanku/kansaikokusaikuukounigotoutyakusaretaminasamahe.pdf>

■検査結果が出るまで、原則、空港内のスペース又は検疫所が指定した施設等で、待機すること

*到着から検査結果が判明して入国するまでの所要時間は、状況にもよりますが数時間～2日程度(成田・羽田・関西空港は、検査方法の変更により、概ね2～3時間程度に短縮されています。)

●大使館連絡先等

1 外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

2 在スペイン日本国大使館

電話: +(34)-91-590-7600 (代表)

ホームページ：https://www.es.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

3 在ラスパルマス領事事務所

電話: +(34)-928-244-012

ホームページ：https://www.es.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000042.html

4 在バルセロナ日本国総領事館

電話: +(34)-93-280-3433

ホームページ：http://www.barcelona.es.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。